

議案第17号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第3中

1箇所当たり 1,375円
1台当たり 956円
同 2,154円
同 3,351円
1本当たり 1,856円
1メートル当たり 137円
同 165円
同 412円
同 825円
1平方メートル当たり 1,375円
1本当たり 1,100円
1メートル当たり 165円
同 412円
同 825円
1箇所当たり 1,375円
同 550円
1平方メートル当たり 1,038円 (地上露出部分)
同 412円 (地下部分)

を

同 687円
同 1,184円

1か所当たり 1,432円
1台当たり 994円
同 2,240円
同 3,485円
1本当たり 1,933円
1メートル当たり 143円
同 171円
同 429円
同 859円
1平方メートル当たり 1,432円
1本当たり 1,145円
1メートル当たり 171円
同 429円
同 859円
1か所当たり 1,432円
同 572円
1平方メートル当たり 1,245円 (地上露出部分)
同 429円 (地下部分)
同 716円
同 1,420円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可

を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公衆電話所等の使用料を改定する必要がある。

## 別表第3 改定資料

(改定後)

(現 行)

区 分		使用料の額 (月額)	使用料の額 (月額)
公衆電話所		1 か所当たり 1, 432円	1 か所当たり 1, 375円
自動販売機等	小型 (0.5平方メートル未満)	1 台当たり 994円	1 台当たり 956円
	中型 (0.5平方メートル以上1平方メートル未満)	同 2, 240円	同 2, 154円
	大型 (1平方メートル以上)	同 3, 485円	同 3, 351円
電柱等	本柱、支柱又は支線	1 本当たり 1, 933円	1 本当たり 1, 856円
電線		1メートル当たり 143円	1メートル当たり 137円
地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同 171円	同 165円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 429円	同 412円
	外径1メートル以上のもの	同 859円	同 825円
鉄塔		1平方メートル当たり 1, 432円	1平方メートル当たり 1, 375円
標識		1 本当たり 1, 145円	1 本当たり 1, 100円
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル当たり 171円	1メートル当たり 165円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 429円	同 412円
	外径1メートル以上のもの	同 859円	同 825円
変圧塔、マンホールの種類		1 か所当たり 1, 432円	1 か所当たり 1, 375円
郵便差出箱又は信書便差出箱		同 572円	同 550円
地下の占用物件		1平方メートル当たり	1平方メートル当たり

	1, 245円 (地上露出部分)	1, 038円 (地上露出部分)
	同 429円 (地下部分)	同 412円 (地下部分)
高架の占有物件	同 716円	同 687円
天体、気象又は土地の観測施設	同 1, 420円	同 1, 184円